

## 春野総合運動公園野球場グラウンドフェンスへの広告表示に関するQ & A

Q 1 : 応募方法を教えてください。

A 1 : 県のHPから募集要項等を入手していただき、応募様式 1 , 2 に必要事項を明記し、広告物のイメージ図や納税証明書等を添付し、高知県庁公園下水道課に提出してください。

Q 2 : 何年表示できますか。

A 2 : 表示できる期間は許可日から一年間です。それ以降も一年ごとの許可申請の手続きを行っていただくことで、継続して広告を表示することができます。

Q 3 : 表示する区画は希望できますか。

A 3 : 応募時点で空き区画が複数ある場合は、ご希望の区画に表示できます。  
なお、複数区画に表示することもできます。

Q 4 : 広告の表示に係る料金（広告出展料）の支払い方法を教えてください。

A 4 : 指定管理者から口座振込用紙をお送りしますので、金融機関にて料金をお支払いください。  
なお、1年を経過して広告を表示する場合には、再度、指定管理者に広告出展料をお支払いください。  
また、広告物の表示、補修及び広告を取り止める場合の原状回復の費用は、広告主の負担となります。

Q 5 : グラウンドフェンスへの表示方法を教えてください。

A 5 : グラウンドフェンスへの広告表示はシートを貼り付けではなく、直接、塗料で表示していただきます。広告の色は、募集要項で定められた指定色としてください。また、フェンスに伸縮性がありますので、伸縮に追随する性質のある塗料を選定するようにしてください。  
広告の表示は、広告主が個別に手配していただき、ペインティングしていただきます。  
なお、ペインティングは球場が利用されていないときに限られますので、指定管理者と日程調整を行ったうえで作業をお願いします。

Q 6 : どのような内容を表示できますか。

A 6 : 会社名やロゴマーク、キャッチフレーズなどを表示できます。指定管理者において、申請時に提出していただくイメージ図により、取扱要綱等に適合しているかを確認いたします。